

よ お読みになるまえ

- 制度によっては、細かい制限、助成枠等がある場合もありますので、制度の利用に当たっては、最寄りの相談窓口にご相談ください。
- 本書の内容は、特段の記載がない場合、令和7年7月現在でまとめてあります。お読みになられた時点では、変更されている事柄がある場合がありますのでご承知ください。
- 214 ページからの「資料編」については要約した内容のため十分なものではないと思われます。詳細につきましては、県や市町村等の相談窓口へお問い合わせください。
- 6 ページからの「相談に関すること」を一番始めに掲載しました。連絡先等につきましては 161 ページからの相談機関等名簿をご覧ください。
- 「障がい」の表記について
鳥取県では、障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしました。「よりよい暮らしのために」においても鳥取県に準じ、「障がい」と表記します。ただし、法令等の名称を用いる場合や、他の機関、大会等の名称等の固有名詞については、「障害」と表記しています。

はじめに

本書は、障がいのある方をはじめ、障がいに関するさまざまなことを知りたい方が使いやすいように、障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービスや制度、相談機関や関係施設の連絡先などをわかりやすく1冊にまとめたものです。共生社会の実現を目指し、障がいのない方にとっては障がいを正しく理解するための一助として、また障がいのある方や関係者の皆様には地域で安心して生活を送るための手引きとして、本書をご活用いただければ幸いです。

さて本年は、大阪・関西万博の開催や鳥取県立美術館の開館を契機に、障がい者の文化芸術を発信する機会を県内外で創出し、障がいに対する理解と社会参加の促進を図りました。

さらに、6月に長年の悲願であった「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立しました。本県で全国初の手話言語条例を制定して以来、これまで法制定に向け、国への要望活動を続けてきた私どもとしても、この法律の制定は何物にも代えがたい喜びです。

11月には、わが国で初めて「東京2025デフリンピック」が開催され、本県では、海外選手団のキャンプ受入れや全国キャラバン活動への協力、大会PRなど、気運醸成やデフスポーツの普及・啓発に取り組んでまいりました。

また、「親亡き後を見据えた地域生活サポート事業」を実施し、親亡き後も見据えて、障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保護者の方の心の準備をはじめ、グループホームなど住まいの場の確保や市町村の取組を支える仕組みの充実に取り組んでいます。

今後も、鳥取県障がい者プランの基本理念である「共に生きる社会の構築」の実現に向けて、障がいのある人の社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を生かせる環境の整備、障害福祉サービスの充実、安全で安心して住みやすいまちづくりを進めるとともに、情報保障の充実、文化・芸術活動、スポーツの推進など幅広い分野で、施策の充実を図っていきたいと考えておりますので、関係各位におかれましては一層のご理解とご協力をお願いします。

令和7年12月

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課長 小林 一義